

学校に入ったら

小学校・中学校・義務教育学校

小学校			義務教育学校		
北斗小学校	北斗町3-5	24-2171	おちいし 義務教育学校	落石東135	27-2040
花咲小学校	駒場町2-12	24-3156			27-2134
花咲港小学校	花咲港209	25-8859	厚床小中学校	厚床1-218-1	(前期) 26-2011
成央小学校	光洋町1-25	23-6325			(後期) 26-2314
中学校			海星学校	西和田219	(前期) 25-3725
光洋中学校	光洋町2-12	24-3205			(後期) 25-3724
柏陵中学校	西浜町4-1	24-3265	歯舞学園	歯舞3-178	25-3725 28-2019

詳細はHPからご確認ください。▶



入学・転入・転出手続き

入学	就学時健康診断（新入学児童のみ）
	新年度から小学校に入学する予定のお子さんの保護者に就学時健康診断の案内を発送します。（毎年10月頃）
入学	入学通知書
	新年度から小学校・義務教育学校（前期課程）及び中学校へ入学する予定のお子さんの保護者に入学通知書を発送します。（毎年2月頃）
転入 ・ 転出など	転入
	転校前の学校から交付される在学証明書を持参し、教育委員会で入学通知書の交付を受けた後、転校先の学校で手続きを行ってください。
	市内転居
	通学区域外に転居したときは、転校前の学校から在学証明書などの必要書類を受け取り、教育委員会で入学通知書の交付を受け、転校先の学校で手続きを行ってください。
	市外転出
	現在通学している学校から在学証明書などの必要書類を受け取り、転出先の教育委員会で手続きを行ってください。 なお、事前に連絡しておくとお手続きがスムーズに進めることができます。
	学校の指定変更（区域外通学）
区域外の学校へ通学を希望する場合には、教育委員会の許可が必要となりますので、教育委員会でご相談ください。	

申請・問合せ先

教育総務課学校教育担当 ☎0153-23-6111（内線2414）

放課後の居場所

放課後教室・児童会館・児童教室

市内には、3つの放課後教室、1つの児童会館、2つの児童教室があります。

それぞれの地域の方たちとともに、お子さんを見守り育てる場として、様々な活動をしています。

放課後教室等は、お子さんたちが楽しい遊びや体験を通して新しい仲間作りや健やかな心身を育てるための児童福祉施設です。

詳細はHPからご確認ください、
なお、留守家庭児童会・登録児童会についてもこちらから確認
できます。

▼詳細はHPから



●放課後教室等一覧

施設名	住所	電話番号	備考
花咲放課後教室	駒場町2-12	23-4544	花咲小学校隣
北斗放課後教室	北斗町3-5	23-3913	北斗小学校1階及び2階
成央放課後教室	光洋町1-25	24-9916	成央小学校1階及び2階
西浜児童会館	西浜町4-46	24-8015	第2老人福祉センターに併設
花咲港児童教室	花咲港209-1	25-8629	花咲港会館内
歯舞児童教室	歯舞3-35	28-2744	歯舞総合コミュニティセンターあさひ内

留守家庭児童会・登録児童会の利用

上記の放課後教室、児童会館、児童教室内に「留守家庭児童会・登録児童会」を開設しています。

「留守家庭児童会・登録児童会」は、帰宅しても保護者などが不在で養育を受けることのできない児童を対象に、学校から直接カバンを持ったまま利用できます。



対象

小学校1年生～6年生の児童で保護者が就労や疾病、介護などにより昼間家庭での養育を受けることができない児童

開設日

月～土曜日
※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

開設時間

正午～午後6時00分

手続き

利用にあたっては、事前に申し込み・登録が必要となりますので、保護者の稼動証明書などの関係書類を添えて、放課後教室等または、社会教育課へ申し込みしてください。

申請・問合せ

社会教育課社会教育担当 ☎0153-24-3180

相談

青少年相談室



青少年の健全育成を目的とし、青少年に関係のある各機関および団体が連絡協調を図りながら、有効適切な指導、助言などを行います。

開設日

月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は除く）

▼詳細はHPから

開設時間

午前9時～午後5時



申込・問合せ先

根室市緑町2-11 ☎0153-23-2859

ふれあいくらぶ「弥生」

様々な事情により、学校を休んでいるお子さんの一日も早い学校への復帰を支援するため、適応指導教室を設置しています。

開設日

月～金曜日（祝日は除く）

※ただし、長期学校休業日（夏・冬・春休み）の期間は休みとなります。

▼詳細はHPから

開設時間

- ・午前9時～正午
- ・午後0時45分～午後2時45分



生活支援

学校給食費の無償化

小学校及び中学校、義務教育学校の学校給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、安心して学校生活を送ることができる環境を整備します。

対象

市内小・中学校、義務教育学校に在籍する児童生徒がいる家庭

その他

食物アレルギーにより、給食を食べることができない場合は、相当額を給付します。

申請・問合せ先

教育総務課学校教育担当 ☎0153-23-6111（内線2414）

就学援助制度

家庭の経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、新入学学用品費、学用品費、PTA会費など、必要な教育費の援助を行います。なお、支給要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

手続き

毎年度2月に学校から配布される就学援助制度の申請書をご利用ください。※ご家庭の事情により援助が必要となった場合は、年度途中でも申請できます。学校または教育委員会にご相談ください。

▼詳細はHPから

